

**鳥取県告示第843号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市青谷町青谷字赤鯛5542の7、5543の1
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
道路用地とするため